



The Knights

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2

TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817

URL: www.knights.co.jp

2023 年 卯年は 進展の年！

代表取締役社長 内藤 岳

卯年はこれまでの取組を形にし
より安心して頂ける年

2023年も幸福な年でありますように！

The Knights of Environmental Science
「快適環境創造」に生きるデータ
役に立つ科学技術を提供し
人類社会に貢献することが私たちの使命です。

常に感謝の念をもち
お客様により安心と喜びを感じて頂ける
進展の年にします！

寅年は、皆様それぞれのちょうどいい仕組みを
提供できるよう取り掛かってまいりました。

卯年はこの取り組みを加速させる年にします。
皆様のこうしたいを教えて頂き、その理想に
近づけるよう、よりそってまいります。

引続き、「あなたの分析室」として身近であり、
「快適環境創造のパートナー」として頼りになる
存在を目指します。

皆様の快適な環境の実現に貢献できるよう、
本年も邁進してまいります。旧に倍するご指導
ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等」に関する告示について
2. 2022 年度建設リサイクル法に係る全国一斉パトロール等の実施結果

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

水質汚濁防止法において、「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」を指定物質として規定しており、水質汚濁防止法施行令(昭和46 年政令第 188 号。以下「令」という。)において、現在 56 物質が指定物質として定められています。この指定物質の見直しについて、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会において審議が行われ、アニリン等の 4 物質を指定物質に指定することが適当とされました。これを踏まえ、指定物質の見直しに伴う水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が、閣議決定されました。

〔政令改正の概要〕

水質汚濁防止法に基づき、指定物質を製造等する施設を設置する工場等の設置者には、事故により指定物質を含む水が排出された場合等の応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。今回の政令改正により、以下の物質が指定物質として追加されます。

- ・アニリン
- ・ペルフルオクタノ酸(別名PFOA)及びその塩
- ・ペルフルオロオクタンスルホン酸(別名PFOS)及びその塩
- ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

〔施行日〕

2023 年 2 月 1 日(水)

当社では、排水・環境水等の長年の分析実績があります。お気軽にお問合わせください。

[資料 2022 年 12 月 20 日付 環境省報道発表資料](#)

有機分析箇所 長谷川知草

3. 「石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」についての答申
4. 伊勢湾・大阪湾における底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定について



当社では毎月メールマガジンを配信しております！

情報はよく目にするが情報量が多い。情報はあるけれど理解しづらい文章が多い。そのようなお悩みを解決すべく、なるべくわかりやすい文章で、最新情報や時期的に必要なと思われる情報をメールマガジンにしてお届けしています。ご了承いただければ配信致します。

[過去の記事はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)

